

家事審判手続（審判前の保全処分（各論））に関する検討事項についての意見等

（前注）

- 1 本資料は、部会資料13についての意見及び部会資料13の該当箇所等を記載している。
- 2 亀甲括弧内の数字は、部会資料13の該当頁を示している。

第2 保佐開始の審判前の保全処分〔9〕

第3 補助開始の審判前の保全処分〔13〕

（本資料における補足説明）

保佐命令及び補助命令の審判は、被保佐人又は被補助人となるべき者が審判を受ける者であることを前提としており、現行法（現行家事審判法第15条の3第4項）の下では、これらの者に告知することによって、審判の効力が生じる。また、部会資料10の第26の4において、審判前の保全処分の審判一般の効力発生時期について、現行法とは異なる規律とすること（例えば、申立人又は審判を受ける者に告知することによって審判の効力を生じるものとする。）について検討している。

（意見）

後見命令の審判について、財産の管理者に対する告知によって効力が発生するという規律（4頁）が正当化できるのであれば、保佐（補助）命令の審判についても、被保佐人（被補助人）に対する告知と財産の管理者に対する告知のいずれか早い告知のときから効力が発生すると考えることが可能と思われる。保全処分の効力はなるべく早く発生させるべきであることから、その旨の規律を設けるべきである。

第15 扶養の審判前の保全処分

1 保全処分の態様及び要件〔46〕

〔扶養の審判の申立てがあった場合において、〕強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、〔当該申立てをした者の〕申立てにより、仮差押え、仮処分その他

の必要な保全処分を命ずることができるものとするもので、どうか。

(補足説明)

本文第15の1は、保全処分の態様及び要件について、現行家事審判規則第95条が準用する第52条の2と同様の規律とすることを提案するものである。

(意見)

現在、扶養に関する処分として包括的に規定されているもののうち、扶養義務の設定及びその取消しの審判を調停をすることができない事項についての審判事件とすることを前提にすると(部会資料12第29,第30), これらを本案とする仮差押え、仮処分その他の保全処分を許容できるかについて、十分な検討が必要であると思われる。

(参照条文)

- 家事審判規則第52条の2 子の監護者の指定その他子の監護に関する審判の申立てがあった場合において、強制執行を保全し、又は事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるときは、家庭裁判所は、当該審判の申立人の申立てにより、仮差押え、仮処分その他の必要な保全処分を命ずることができる。

第95条 第五十二条の二の規定は、扶養に関する審判事件について準用する。